

令和3年4月

笠松町では、令和3年10月1日からの指定ごみ袋制度導入にあたり、笠松町商工会は笠松町と業務委託契約を締結し、指定ごみ袋の受注や収納等の業務を受託する予定であります。

そこで、町民の皆様に「指定ごみ袋」の販売を行っていただく取扱店を募ります。

笠松町指定ごみ袋取扱店の手引書

笠松町商工会

羽島郡笠松町春日町 15-1

TEL 058-388-2566

FAX 058-387-6840

メール kasamatsu@ml.gifushoko.or.jp

1. 募集概要

- 1 第一次募集期限 令和3年6月30日（水）まで
※期限後も、募集及び受付は随時行います。
- 2 取扱店の要件 次の要件を満たす事業所等が対象となります。
 - ①笠松町又は笠松町の隣接市町に店舗等があること。
 - ②全種類の在庫を常備してください。
 - ③発注、販売、在庫管理等を適切にさせていただきます。
 - ④仕入価格と同額で販売させていただきます。
 - ⑤無料配布、値引き販売、バラ売りはできません。
 - ⑥指定ごみ袋の販売業務は無償とします。
- 3 提出書類 笠松町指定ごみ袋取扱店登録申請書（様式第1号）

2. 指定ごみ袋の販売

- 1 販売開始日 令和3年8月下旬（予定）
- 2 町民への周知
 - ・笠松町広報紙
 - ・笠松町HP
 - ・笠松町商工会HP
 - ・笠松町SNS
 - ・取扱店掲示用ポスター等を予定

- 3 販売価格

指定ごみ袋の種類		容 量	販売価格
可燃ごみ用	大袋	45ℓ相当	500円（10枚入り）
	小袋	20ℓ相当	600円（20枚入り）
不燃ごみ用		45ℓ相当	1,000円（5枚入り）

- 4 販売時間 取扱店の営業時間内
- 5 領収書の発行 自社の領収書で対応してください。
- 6 留意事項
 - ・登録された取扱店以外での販売はできません。
※配達等は可能です。
 - ・ごみ袋販売は売上でなく「立替金」として処理してください。
 - ・無料配布、値引き販売、バラ売りはできません。
(粗品や景品として使用することもできません。)
 - ・指定ごみ袋の販売業務は無償とします。

3. 発注から引渡・納品

- ・電話での受付は、聞き間違いトラブル防止のため行いません。
- ・発注書（様式第2号）の提出や送信をお願いします。
- ・なるべく箱単位で発注していただくようご協力をお願いいたします。

1 受注開始日 令和3年8月2日（月）より

2 発注 ●持参による発注 笠松町商工会窓口へ提出

場所：笠松町商工会 羽島郡笠松町春日町 15-1

時間：平日9時から17時まで（祝祭日、年末年始を除く）

●FAXによる発注 笠松町商工会FAX（058-387-6840）へ送信

●メールによる発注 笠松町商工会 kasamatsu@ml.gifushoko.or.jp へ送信

指定ごみ袋の種類		容量	1箱の入数	仕入価格
可燃ごみ用	大袋	45ℓ相当	10枚入り×40セット	20,000円
	小袋	20ℓ相当	20枚入り×30セット	18,000円
不燃ごみ用		45ℓ相当	5枚入り×40セット	40,000円

3. 持参による発注の引渡

- ・商工会窓口でお渡しします。

場所：笠松町商工会 羽島郡笠松町春日町 15-1

時間：平日9時から17時まで（祝祭日、年末年始を除く）

4. FAX又はメールによる発注の引渡又は納品

- ・発注の翌営業日に笠松町商工会窓口でお渡しします。

- ・箱単位で3箱以上の発注の場合は、町指定の製造配送業者より直接、取扱店に配送し納品することもできます。

●引渡の予定

- ・引渡：初回は8月下旬からお渡しができます。

- ・配送：初回は8月下旬までに行い、その後は、月2回まで配送します。

注文受付	配送引渡
1日～15日	25日～31日
16日～31日	10日～15日

4. 支払・納付方法

- 現金支払 ・商工会窓口で代金をお支払いください。
- 振込納付 ・引渡した指定ごみ袋分の手数料を月末締めで取りまとめ、翌月10日頃に請求書を送付します。
 - ・振込をされる方は25日までにお振込みください。
これにかかる振込手数料は各自ご負担願います。
 - ・領収書をご希望の方は、笠松町商工会までご連絡ください。
翌月の請求書に同封してお渡しします。

5. その他

1 交換返品

- ・不良品を除き返品・交換はできません。
- ・製造元に起因がある破損、欠損については交換いたしますので、笠松町商工会にご連絡ください。
- ・閉店、廃業等により取扱いを辞める場合に限り、払い戻しいたします。

2 取扱店における会計処理方法

- ・販売代金は取扱店側の売上にはならず、会計処理上「流動資産に属する立替金の科目」となります。
- ・納品された指定ごみ袋は、ごみ処理手数料に付帯する交付物となりますので、仕入（商品）にはあたりません。

【仕訳例】

●ゴミ袋を商工会より買い入れた。			
[借方]		[貸方]	
立替金	20,000円	現金	20,000円

●お客さんにゴミ袋を販売した。			
[借方]		[貸方]	
現金	500円	立替金	500円

3 取扱店の登録取消し

- ・笠松町商工会が決めた期日までに仕入代金を納付出来ない場合は取扱店の登録を取消しさせていただきます。

4 取扱店登録事項の変更等

- ・取扱店の登録事項に変更等がある場合は、速やかに笠松町指定ごみ袋登録事項変更届出書（様式第3号）又は笠松町指定ごみ袋取扱店廃止届出書（様式第4号）を提出してください。

5 お問い合わせ先 笠松町商工会 羽島郡笠松町春日町 15-1

TEL 058-388-2566

FAX 058-387-6840

メール kasamatsu@ml.gifushoko.or.jp

様式第 1 号

笠松町指定ごみ袋取扱店登録申請書

令和 年 月 日

笠松町商工会長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

笠松町指定ごみ袋取扱店の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

取扱店名	
所在地	
責任者	
電話番号	
F A X	
定休日	
営業時間	
備 考	

様式第2号

笠松町指定ごみ袋 注文書

令和 年 月 日

笠松町商工会 行

事業所名 _____

電話 _____ FAX _____

下記のとおり、笠松町指定ごみ袋を注文いたします。

可燃 大	箱	円
	セット	

1箱40セット 20,000円(500円/セット)

可燃 小	箱	円
	セット	

1箱30セット 18,000円(600円/セット)

不燃	箱	円
	セット	

1箱40セット 40,000円(1,000円/セット)

合計金額	支払	配送希望日(3箱以上の発注)
円	振込 ・ 現金	月 日

笠松町商工会 羽島郡笠松町春日町 15-1
TEL 058-388-2566 FAX 058-387-6840
メール kasamatsu@ml.gifushoko.or.jp

様式第3号

笠松町指定ごみ袋取扱店登録事項変更届出書

年 月 日

笠松町商工会長 様

届出者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

笠松町指定ごみ袋取扱店の登録を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

取扱店名	変更前
	変更後
所在地	変更前
	変更後
責任者	変更前
	変更後
電話番号	変更前
	変更後
F A X	変更前
	変更後
定休日	変更前
	変更後
営業時間	変更前
	変更後
変更期日	年 月 日

様式第 4 号

笠松町指定ごみ袋取扱店廃止届出書

年 月 日

笠松町商工会長 様

届出者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては, 所在地, 名称及び代表者氏名)

笠松町指定ごみ袋取扱店を廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

取扱店名	
所在地	
電話番号	